

議案第 8 3 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中第42項を第44項とし、第7項から第41項までを2項ずつ繰り下げ、同表第6項中「書類の閲覧に供する」の次に「事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表第8項とし、同表第5項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の」の次に「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の」を加え、同項を同表第7項とし、同項の前に次のように加える。

6	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の交付を行う場合(当該交付に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該交付及び除籍電子証明書提供用識別符号の交付に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該交付を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円	
---	--	--------------------------	--

別表第1中第4項を第5項とし、同表第3項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表第4項とし、同項の前に次のように加える。

3	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の交付を行う場合(当該交付に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号の交付に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該交付を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>	
---	--	---------------------------------	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことから、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。